

# (案)

## 第2次 あわら市一般廃棄物処理基本計画

～人と自然にやさしい「環境創造」への挑戦～

令和8年 月

福井県あわら市

---

---

# ごみ処理基本計画

---

---

## 目 次

### 第1章 計画策定の基本的事項

第1節	計画見直しの背景	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画対象地域	3
第4節	計画期間及び目標年度	3
第5節	計画の構成	4

### 第2章 ごみ処理の現状

第1節	本市の概要	5
1	位置・面積	5
2	人口及び世帯数の推移	6
3	5歳階級別人口	7
4	産業別就業者数	8
5	本市の傾向	8
第2節	ごみ処理の仕組	9
1	ごみ分別	9
2	ごみ処理フロー	10
第3節	ごみ排出量等の推移	11
1	ごみ排出量	11
2	1人1日当たりのごみ排出量	12
3	リサイクル率	13
4	ごみ処理経費	14
第4節	処理体制の現状	15
1	収集運搬の現状	15
2	中間処理施設及び最終処分場の現状	16
3	処理・処分量の実績	17
第5節	現状の分析	18
1	減量化の課題	18

2	リサイクルの課題	18
3	ごみの分別、収集・運搬体制の検討	18
4	目標達成状況	19

### 第3章 ごみ処理基本計画

第1節	基本理念・基本方針	21
第2節	計画目標	22
1	計画の目標値	22
第3節	市民・事業者・行政の役割	24
第4節	3+2Rに関する施策	25
1	3+2Rの推進のための普及啓発・環境学習	26
2	リデュース（発生抑制）	28
3	リユース（再使用）	29
4	リサイクル（再生利用）	30
5	リフューズ（持ち込まない）	32
6	リペア（修理して使う）	32
第5節	適正なごみ処理に関する施策	33
1	分別・排出	33
2	収集・運搬	33
3	中間処理	33
4	最終処分	33
5	その他の適正処理対策	34

## 第1章 計画策定の基本的事項

### 第1節 計画見直しの背景

地球は今、「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」という3つの世界的危機に直面し、人類の活動が、地球の環境収容力を超えつつあると指摘されています。

令和6年5月に国が策定した「第六次環境基本計画」では、「循環」と「共生」の実現を通じて、環境収容力の保全と環境の質の向上を図り、経済社会の持続的な成長・発展への転換が必要であるとされています。その実現には、いわゆる「地上資源」を基盤とした資源循環を推進し、化石燃料などの地下資源への依存を減らし、新たな資源の投入を可能な限り抑制することが重要です。本市としても、これらの目標達成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

近年、廃棄物処理をめぐる社会情勢は急速に変化しています。海洋プラスチックごみによる生態系への影響、食料需要との不均衡に伴い生じる食品ロス、さらには災害の激甚化に伴う大量の災害廃棄物への対応など、私たちの生活基盤に関わる課題は年々深刻化しています。

本市では、令和4年3月に「2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指す「あわら市ゼロカーボンシティ」を宣言し、廃棄物分野においても脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

これに先立つ令和3年3月には「あわら市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の発生・排出の抑制、減量化、リサイクルの推進に取り組んできました。そして、計画の目標年度である令和7年度を迎えるにあたり、「第2次あわら市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

今回の見直しでは、これまでの施策の達成状況を踏まえたうえで必要な修正を加えるとともに、新たな施策も盛り込み、これまで以上にごみの減量化やリサイクルの推進など、循環型社会の形成に取り組みます。市民・事業者・行政の三者が連携・協働し、資源循環型のまちづくりを目指してまいります。

## 第2節 計画の位置づけ

国は、平成12年に「循環型社会形成推進法」を制定し、同年6月には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し、都道府県ごとに「廃棄物処理計画」の策定を義務付けました。これを受け、福井県では、平成14年3月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、令和3年3月に新たな計画を策定しました。本計画は、国及び福井県の計画と、本市の上位計画である「あわら市総合振興計画」及び「あわら市環境基本計画」との整合を図り策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。

### 【国の計画】

環境基本法

⇒第六次環境基本計画（令和6年5月）

循環型社会形成推進基本法

⇒第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 【福井県の計画】

福井県環境基本条例

⇒福井県環境基本計画（令和5年3月）

⇒福井県廃棄物処理計画（令和8年3月）

### 【あわら市の計画】

第3次あわら市総合振興計画（令和8年3月）

第2次あわら市環境基本計画

第2次あわら市一般廃棄物処理基本計画

（あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

あわら市一般廃棄物処理実施計画

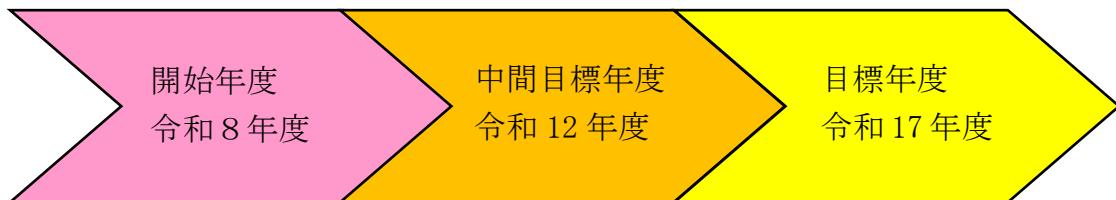
### 第3節 計画対象地域

本計画は、あわら市全域を対象とします。

### 第4節 計画期間及び目標年度

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、本計画の中間目標年度を令和12年度、目標年度を令和17年度とし、本計画について概ね5年ごとに改定します。また、本市を取り巻く社会経済状況の大きな変化や新たな環境問題等、予期し得ない変化が生じた場合は、柔軟に見直しを行います。



## 第5節 計画の構成

### 第1章 計画策定の基本的事項

- 第1節 計画見直しの背景
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画対象地域
- 第4節 計画期間及び目標年度
- 第5節 計画の構成



### 第2章 ごみ処理の現状

- 第1節 本市の概要
- 第2節 ごみ処理の仕組
- 第3節 ごみ排出量等の推移
- 第4節 処理体制の現状
- 第5節 現状の分析



### 第3章 ごみ処理基本計画

- 第1節 基本理念・基本方針
- 第2節 計画目標
- 第3節 市民・事業者・行政の役割
- 第4節 3+2Rに関する施策
- 第5節 適正なごみ処理に関する施策

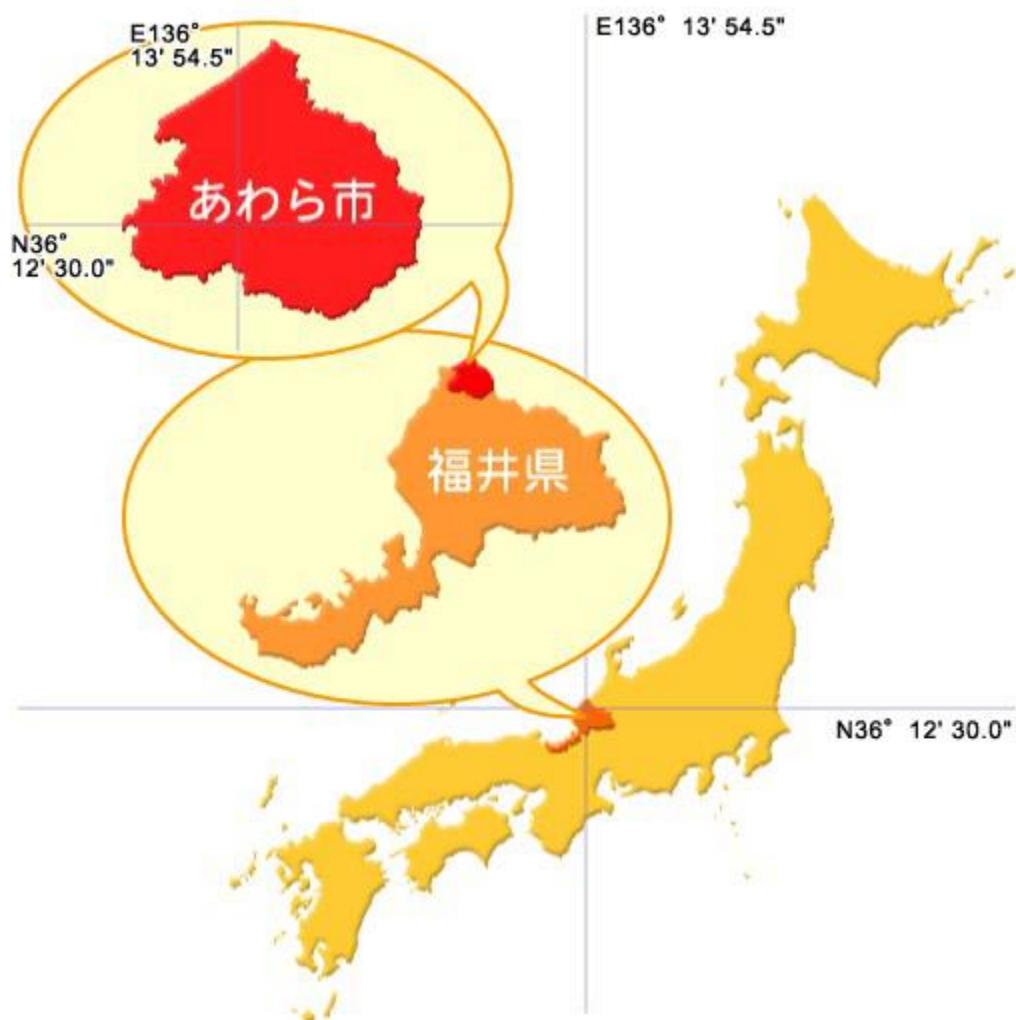
## 第2章 ごみ処理の現状

### 第1節 本市の概要

#### 1 位置・面積

本市は、福井県の最北端に位置し、西は坂井市三国町、南は同市坂井町・丸岡町、そして北東は石川県加賀市に隣接し、北西は日本海に面しています。面積は116.99 平方キロメートルで、地形は北部の丘陵地、南西部の平坦地、東部の山岳地帯と大きく3つに分かれており、南北に北潟湖が横たわり、東西には竹田川が流れています。気候は、北陸地方の中でも比較的温暖で、気象環境は過ごしやすいものとなっています。

あわら市は、美しい日本海、静かな湖や川、緑豊かな山々、優れた泉質の温泉、太陽をいっぱい浴びた農作物など、自然の恵みにあふれたところです。



## 2 人口及び世帯数の推移

本市における令和2年度から令和6年度までの人口及び世帯数の推移を表1-1及び図1-1に示します。

人口は減少傾向にあり、この5年間に約5%（1,364人）減少していますが、世帯数に関しては、約2%（200世帯）増加しています。

世帯人員は2.70人/世帯から2.52人/世帯へと減少していることから、核家族化が進んでいることがうかがえます。

表 1-1 人口及び世帯数の推移

年 度	人 口			世帯数	世帯人員 (人／世 帯)
	総数	男	女		
令和2年	27,721	13,183	14,538	10,249	2.70
3年	27,343	13,037	14,306	10,262	2.66
4年	26,925	12,811	14,114	10,263	2.62
5年	26,642	12,706	13,936	10,339	2.58
6年	26,357	12,596	13,761	10,449	2.52
5年間	▲1,364	▲587	▲777	200	▲0.18

資料：あわら市人口統計【毎年10月1日の人口・世帯】

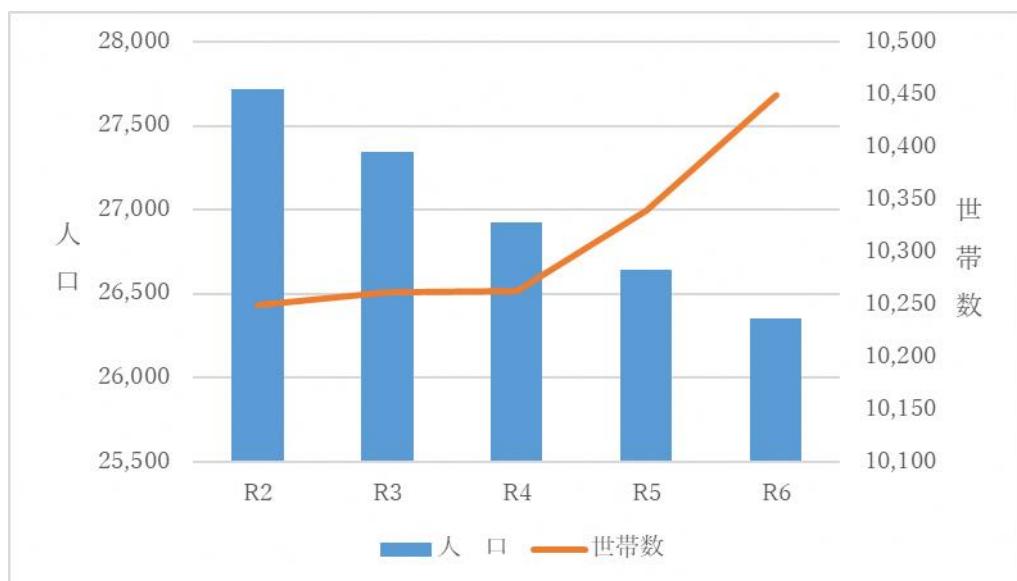


図 1-1 人口及び世帯数の推移

### 3 5歳階級別人口

本市における5歳階級別人口を表1-2及び図1-2に示します。

年齢階級構成をみると、男女とも70～74歳階級が最も多く、次いで65～69歳階級及び60～64歳階級が多く、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

表 1-2 5歳階級別人口

区分	年齢	男	女	
年少人口	0～4	401	1,407	387
	5～9	475		456
	10～14	531		533
生産年齢人口	15～19	567	7,054	561
	20～24	471		444
	25～29	532		486
	30～34	601		565
	35～39	688		665
	40～44	701		679
	45～49	856		813
	50～54	914		882
	55～59	843		930
	60～64	881		1008
老年人口	65～69	917	3,960	999
	70～74	1,141		1,213
	75～79	861		965
	80～84	520		827
	85～89	349		672
	90～	172		626
総 数		12,595	13,855	

資料：福井県統計年鑑【令和5年10月1日人口】

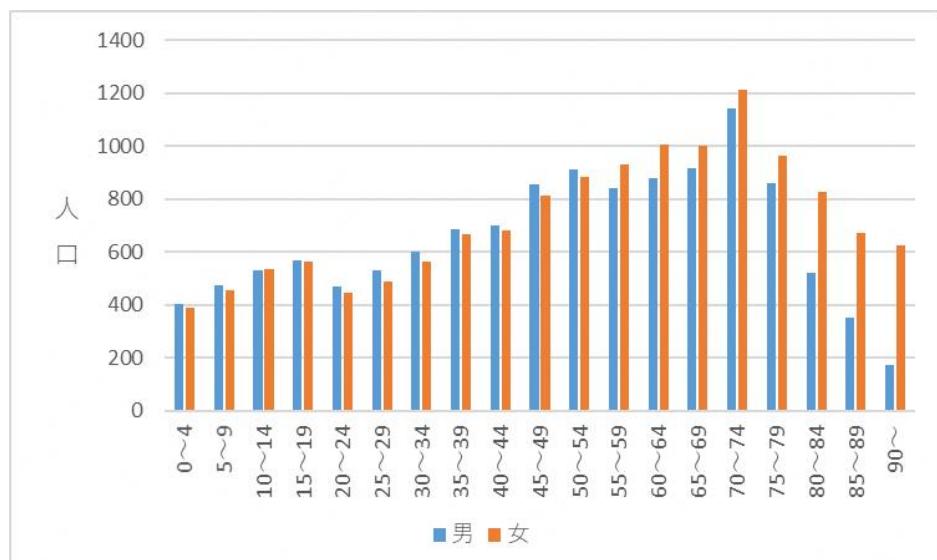


図 1-2 5歳階級別人口

#### 4 産業別就業者数

本市における産業別就業人口・従業人口を表1-3に示します。

本市は海・山・川といった自然に恵まれた地域であるため、第1次産業、第2次産業が活発です。芦原温泉を中心とした観光地であるため、第3次産業の中では、宿泊業、飲食サービス業が活発となっています。

兼業として、農業等の1次産業に携わっている人数も多いと考えられます。

表 1-3 産業別就業人口・従業人口

区分	産業(大分類)	就業人口(人)	従業人口(人)	就従比率	
		A	B	B/A	
第1次産業	農業、林業	842	895	1.063	1.057
	漁業	5	0	0.000	
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	3.000	1.157
	建設業	1,019	961	0.943	
	製造業	3,630	4,413	1.216	
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	55	24	0.436	0.859
	情報通信業	167	44	0.263	
	運輸業、郵便業	667	668	1.001	
	卸売業、小売業	1,767	1,242	0.703	
	金融業、保険業	279	126	0.452	
	不動産業、物品貯蔵業	92	50	0.543	
	学術研究、専門・技術サービス業	306	181	0.592	
	宿泊業、飲食サービス業	1,020	1,190	1.167	
	生活関連サービス業、娯楽業	522	507	0.971	
	教育、学習支援業	667	578	0.867	
	医療、福祉	1,641	1,603	0.977	
	複合サービス事業	215	167	0.777	
	サービス業(他に分類されないもの)	736	637	0.865	
	公務(他に分類されるものをのぞく)	486	386	0.794	
	分類不能の産業	169	155	0.917	0.917
	合計	14,287	13,833	0.968	0.968

出典：国勢調査（2020年（令和2年））

就業人口：あわら市に常住する就業者の総数

従業人口：あわら市で従業している人の総数

就従比率：従業人口を就業人口で除して得た割合。1を上回る場合は近隣市町の労働力を吸収している活発な産業活動をしているとみなされる。

#### 5 本市の傾向

- ・人口は減少していますが、世帯は増加しており、核家族化が進行しています。
- ・年少人口の減少、老人人口の増加により、少子高齢化が進んでいます。
- ・第1次、2次産業は活発ですが、第3次産業全体としては減少傾向にあります。ただし、宿泊業、飲食サービス業については活発です。

## 第2節 ごみ処理の仕組

### 1 ごみ分別

本市におけるごみの分別表を表2-1に示します。

本市のごみは、月・木曜日及び、火・金曜日の“燃やせるごみ”、第2・4水曜日の“透明びん・茶びん・青緑びん・黒びん・スプレー缶・空き缶・ペットボトル”、第1・3・5水曜日の“燃やせないごみ・プラスチック製容器包装、プラスチック製品”、集団回収の“新聞・ダンボール・雑誌・雑がみ”、拠点回収の“蛍光灯・乾電池類・リチウムイオン電池等（充電式電池）・ボタン電池・使い捨てライター”、清掃センターに自己搬入の“粗大ごみ”、地区の指定場所で収集する“金属性粗大ごみ”により分別収集をしています。

なお、粗大ごみ（長さ1m、重さ20kgを超えるもの）は、自己搬入としています。また、金属性粗大ごみについては、地区の指定場所で年1回収集しています。

表 2-1 ごみの分別表

	大区分	小区分	収集回数	排出方法	収集場所	
1	可燃	燃やせるごみ	2回／週	指定袋	ステーション	
2	不燃	燃やせないごみ	2～3回／月	指定袋	ステーション	
3	資源ごみ	空き缶	2回／月	指定袋	資源ごみ回収ステーション	
4		透明びん	2回／月	コンテナ		
5		茶びん				
6		青緑びん				
7		黒びん				
8		ペットボトル	2回／月	ネット		
9		プラスチック製容器包装類 プラスチック製品	2～3回／月	指定袋		
10		新聞	数回／年	紙ひも	集団回収	
11		ダンボール				
12		雑誌				
13		雑がみ				
14	有害ごみ	スプレー缶	2回／月	コンテナ	資源ごみ回収ステーション	
15		蛍光管等	随時	BOX		
16		乾電池類	随時	BOX	拠点	
17		リチウムイオン電池等 (充電式電池)	随時	BOX	拠点	
18		ボタン電池	随時	BOX	拠点	
19		使い捨てライター	随時	BOX	拠点	
20	その他	粗大ごみ	随時	自己搬入	清掃センター	
21		金属性粗大ごみ	1回／年	自己搬入	地区指定	

## 2 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー（令和7年度現在）を図2-1に示します。

本市では、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては、広域圏清掃センターに搬入し、焼却または破碎により処理を行った後、残渣を広域圏最終処分場で埋立処分しています。

資源ごみのうち、びん類やペットボトル、有害ごみのうち、スプレー缶や乾電池、リチウムイオン電池（充電式電池）、ボタン電池、蛍光灯は、一旦広域圏清掃センターに搬入した後、民間事業者に委託してリサイクル処理を行っています。空き缶・プラスチック製容器包装類、プラスチック製品、新聞、ダンボール、雑誌、雑がみは、直接民間事業者のもとへ運搬し、リサイクルを行っています。

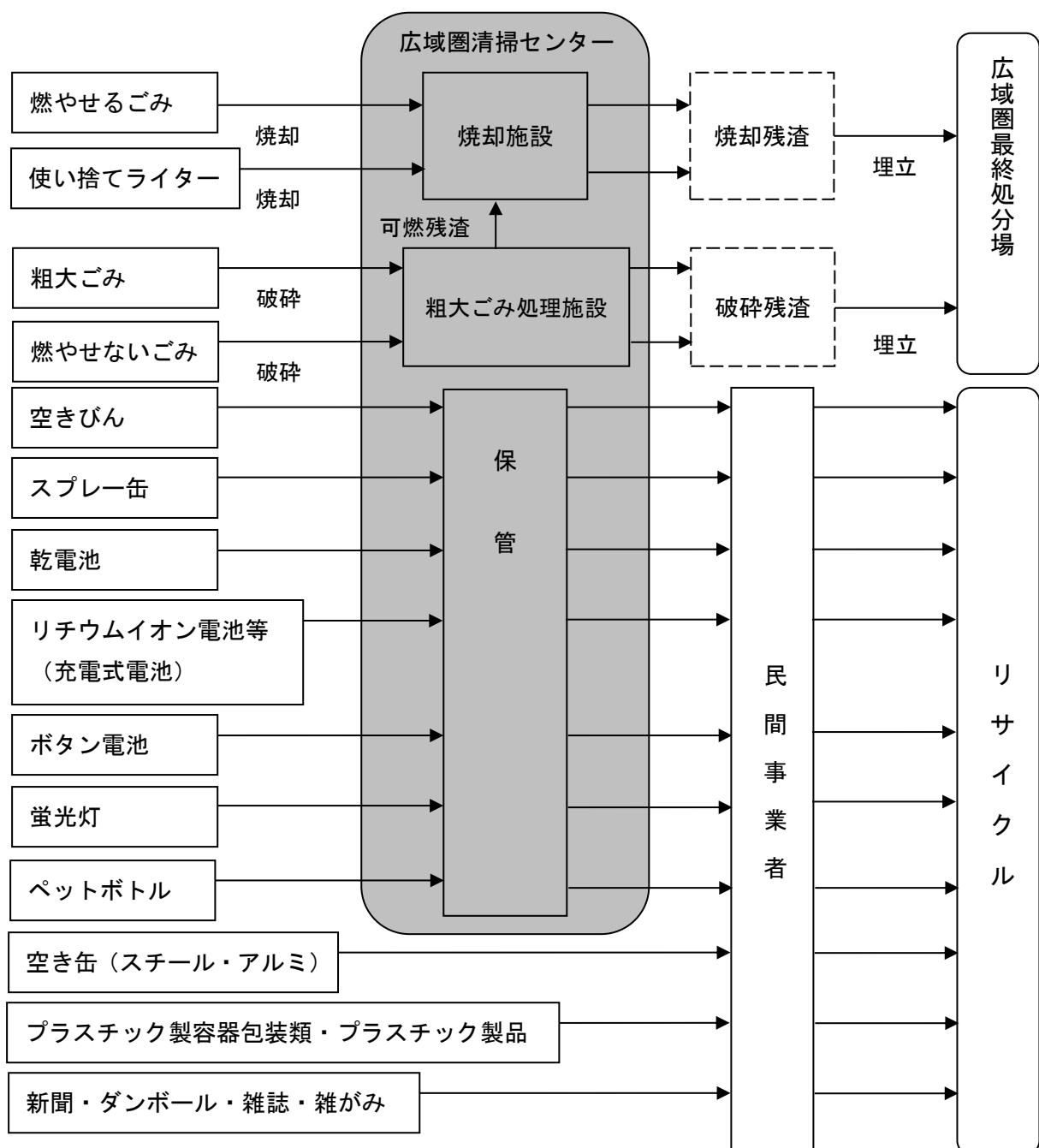


図 2-1 ごみ処理フロー

### 第3節 ごみ排出量等の推移

#### 1 ごみ排出量

本市における令和2年度から令和6年度までのごみ排出量を表3-1及び図3-1に示します。

家庭系ごみは減少傾向にあり、事業系ごみについても年々減少している状況であり、全体のごみ排出量も減少傾向にあります。

表 3-1 ごみ排出量

実績年度		R2	R3	R4	R5	R6
総人口 (人)		27,721	27,343	26,925	26,642	26,357
家庭系ごみ (t)	可燃ごみ	6,202	6,256	6,238	5,900	6,002
	不燃ごみ	205	185	169	166	178
	資源ごみ	387	354	354	339	337
	有害ごみ	20	20	17	18	17
	粗大ごみ	757	657	580	592	604
	小計	7,571	7,472	7,358	7,015	7,138
事業系ごみ (t)	可燃ごみ	2,347	1,723	1,313	1,260	1,301
	粗大ごみ	180	165	125	144	75
	小計	2,527	1,888	1,438	1,404	1,376
合計 (t)		10,098	9,360	8,796	8,419	8,514

資料：広域圏清掃センター報告データ

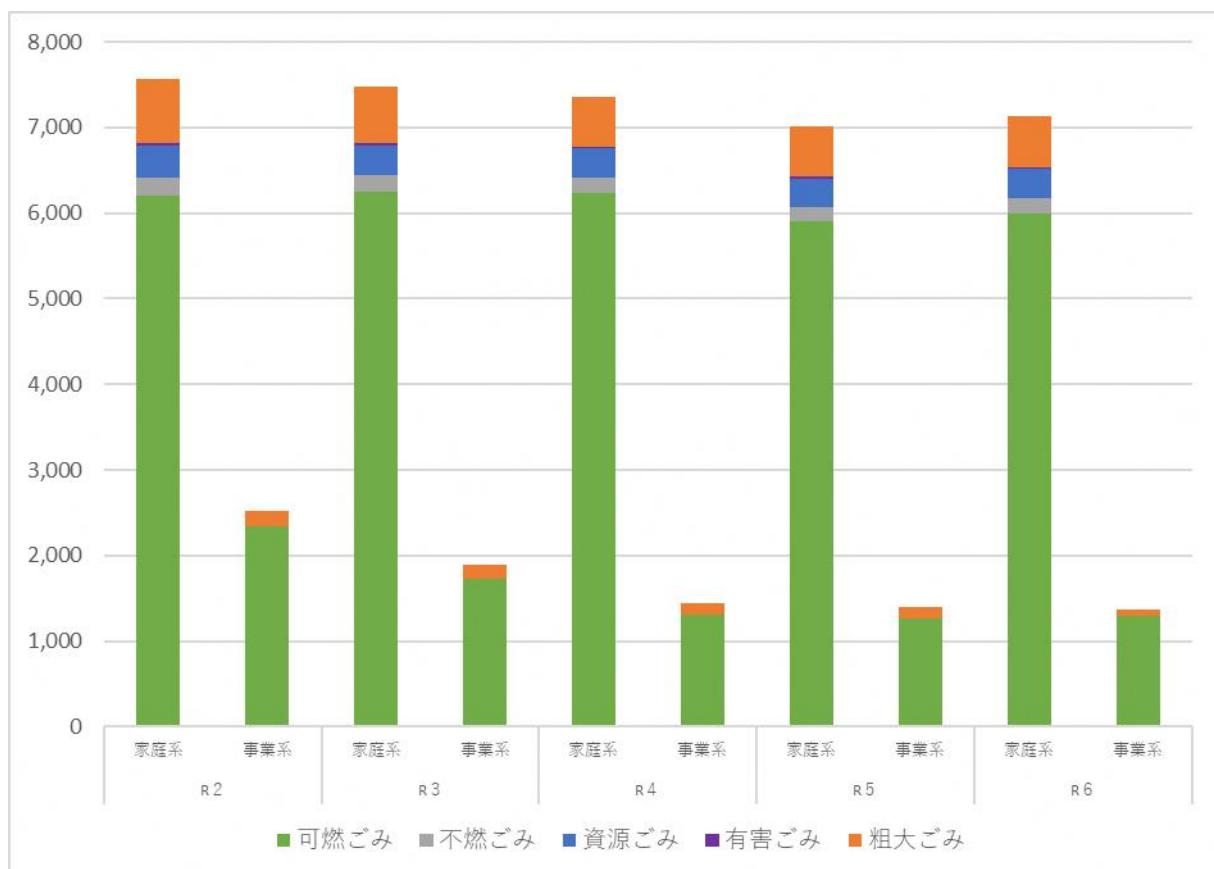


図 3-1 ごみ排出量

## 2 1人1日当たりのごみ排出量

本市における令和2年度から令和6年度までの1人1日当たりのごみ排出量を表3-2及び図3-2に示します。

1人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、依然として国、県の平均値より高い水準にあります。本市には県内唯一の温泉街があり、そこから排出されるごみが含まれていると考えられます。あわら温泉の宿泊客1人当たりの1日に出すごみの量が住民1人と同量であると仮定して計算すると令和5年には県の平均値を下回り、国の平均値と同程度になります。

表 3-2 1人1日当たりのごみ排出量 (国・福井県・あわら市)

年度			R2	R3	R4	R5	R6
あわら市	市民 1人1日当たりのごみ排出量	(g)	1,006	947	902	870	892
あわら市	市民と宿泊者 1人1日当たりのごみ排出量	(g)	962	911	858	822	837
福井県	1人1日当たりのごみ排出量	(g)	901	888	878	830	-
国	1人1日当たりのごみ排出量	(g)	865	855	847	821	-

資料：広域圏清掃センター報告データ、一般廃棄物（ごみ）の排出および処理状況（福井県）

（※）修正値=ごみ総排出量 ÷ (総人口+日平均宿泊者数) / 日数 宿泊客数はあわら市観光白書より

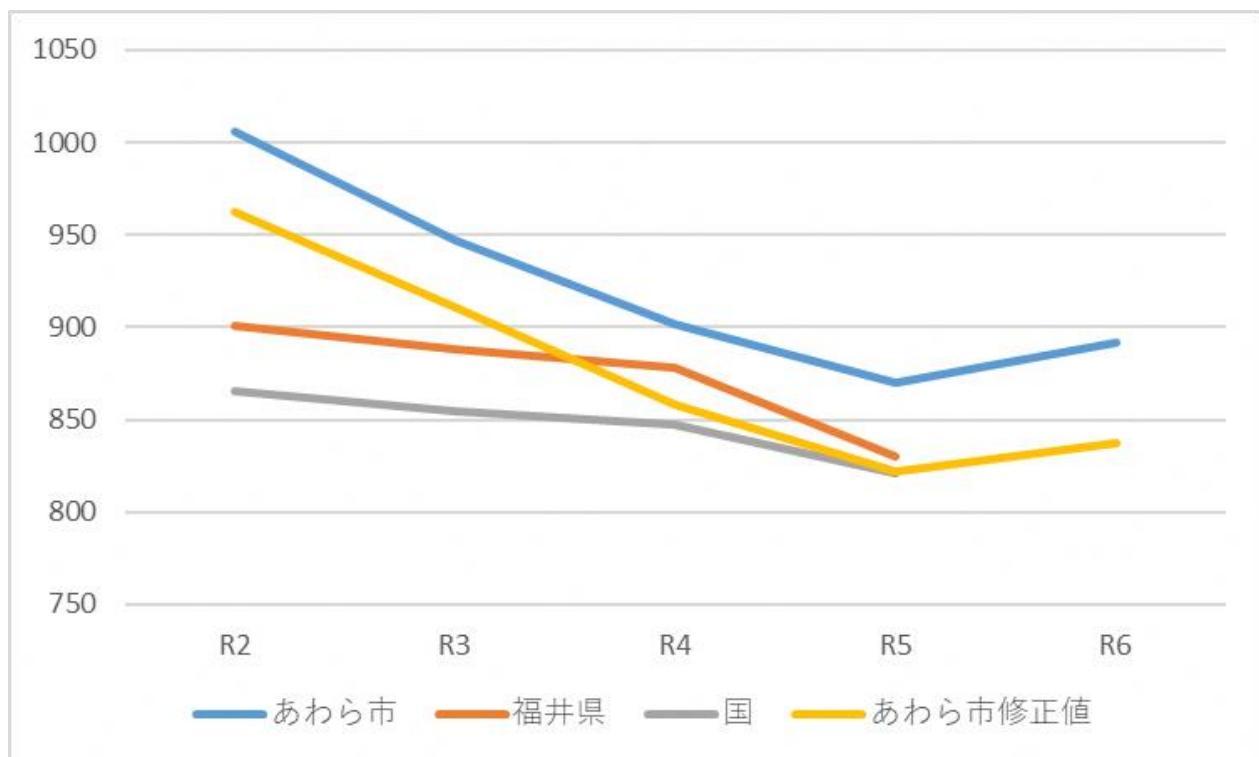


図 3-2 1人1日当たりのごみ排出量 (あわら市・福井県・国)

### 3 リサイクル率

本市における令和2年度から令和6年度までのリサイクル率を表3-3及び図3-3に示します。

本市のリサイクル率は、ほぼ横ばいで推移しており、国の平均より低く県の平均より高い水準となっています。

表 3-3 リサイクル率（国・福井県・あわら市）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
あわら市 (%)	15.3	15.5	15.4	15.4	14.0
福井県 (%)	13.4	13.3	14.3	12.7	-
国 (%)	20.0	19.9	19.9	19.5	-

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

リサイクル率（%）＝総資源化量／（一般廃棄物処理量+集団資源回収量）×100

総資源化量＝資源化量+集団資源回収量

「資源化量」とは、市町のごみ処理施設等において、リサイクルされた一般廃棄物の量である。

「集団資源回収量」とは、市町が補助金等を交付し、PTA等の市民団体が収集した新聞紙等の一般廃棄物の量である。

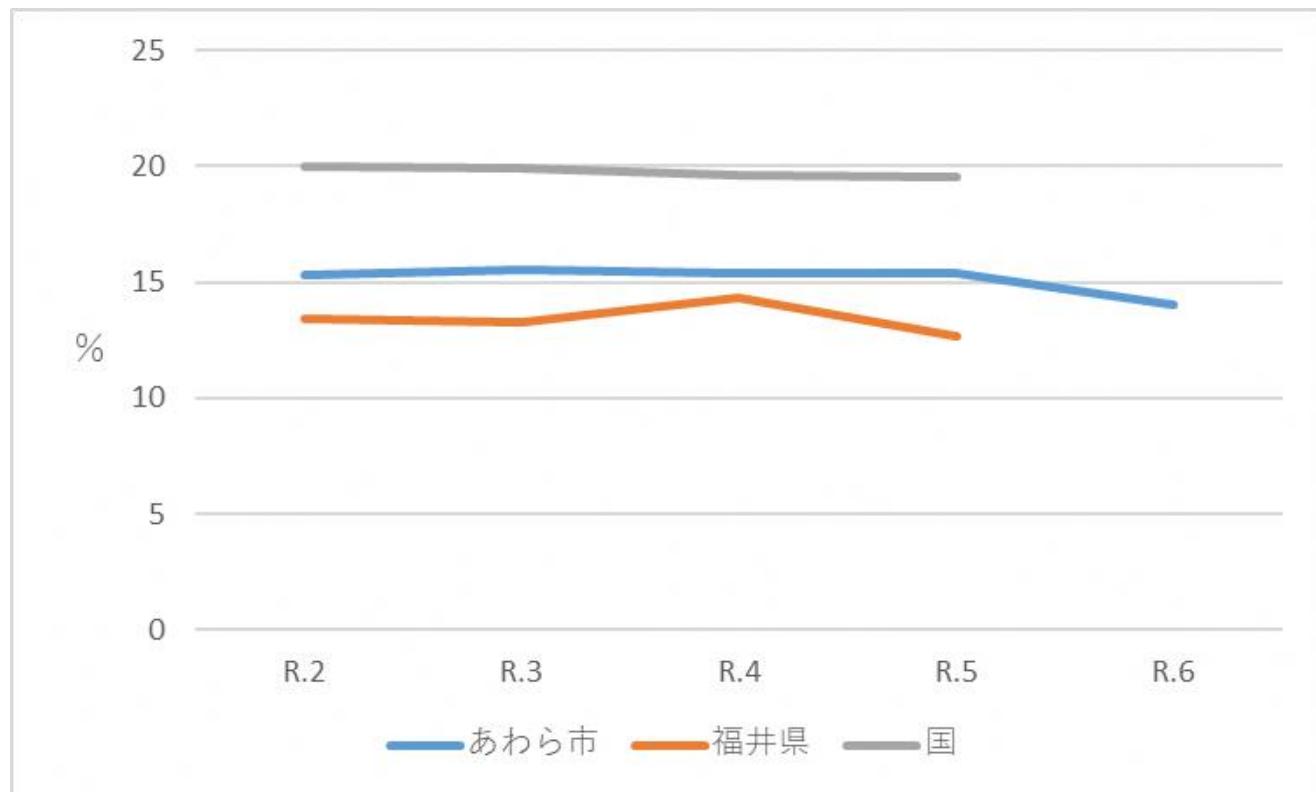


図 3-3 リサイクル率（あわら市・福井県・国）

#### 4 ごみ処理経費

本市におけるごみ処理に係る経費を表3-4に示します。

本市が負担するごみ処理委託料は、人件費や燃料費の上昇やごみの排出量などにより年々増加しています。

一方で、令和2年4月1日の市指定ごみ袋料金の改定以降、ごみ排出量は減少傾向となっています。

表 3-4 ごみ処理に係る経費

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
収入	指定ごみ袋	(千円)	41,076	48,313	51,178	48,123
	特別集積地等	(千円)	12,738	12,429	12,552	12,532
	合計 ①	(千円)	53,814	60,742	63,730	60,655
支出	ごみ収集委託料	(千円)	133,718	133,969	135,669	137,847
	ごみ処理負担金	(千円)	193,389	197,470	201,837	195,964
	合計 ②	(千円)	327,107	331,439	337,506	333,811
一般財源 (②-①)		(千円)	273,293	270,697	273,776	273,156
人口		(人)	27,721	27,343	26,925	26,642
世帯数		(世帯)	10,249	10,262	10,263	10,339
ごみ排出量		(t)	10,098	9,359	8,796	8,419
市民1人当たりの処理単価		(円)	9,859	9,900	10,168	10,253
1世帯当たりの処理単価		(円)	26,665	26,379	26,676	26,420
1t当たりの処理単価		(円)	27,064	28,923	31,125	32,445
						33,422

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）、あわら市財務データ

## 第4節 処理体制の現状

### 1 収集運搬の現状

#### (1) 収集範囲

市全域を対象としています。

#### (2) 排出方法・収集場所・収集回数

本市において排出方法、収集場所、収集回数は、表2-1に示すとおりです。

また、集められたごみの運搬先は図2-1に示すとおりです。

#### (3) 収集運搬体制

本市が委託しているごみの収集運搬車両状況は、令和6年度現在、7業者、運搬車36台（積載量102t）の運搬機材で実施しています。

家庭系ごみは、委託により収集運搬しています。

事業系ごみは、自己搬入又は許可業者により収集運搬しています。

#### (4) 一般廃棄物処理業許可

本市における一般廃棄物処理業許可業者の状況は、令和6年度で20業者、運搬車55台、積載量171tとなっています。一般廃棄物処理業許可については、あわら市又はあわら市が委託した業者において収集運搬・処分が困難と認められる場合のみ許可することとします。

## 2 中間処理施設及び最終処分場の現状

本市は、福井市・坂井市・永平寺町との3市1町で広域共同事業として、ごみの共同処理を行っています。

本事業では、昭和47年度にあわら市笛岡に清掃センターを建設し、昭和48年に破碎（粗大ごみ）処理施設、昭和49年に焼却施設が操業を開始しました。その後、施設の老朽化により、平成2年度から新清掃センターおよび最終処分場の整備を行いました。

また、平成29年度からは10年間の長期包括運営委託により施設の管理を委託しています。

### （1）福井坂井地区広域町町村圏事務組合清掃センターの概要

・所在地	あわら市笛岡 33-3-1
・敷地面積	20,200 m <sup>2</sup>
・施設規模	焼却炉 74 t / 24h × 3 基 = 222 t 粗大ごみ処理施設 90t / 5h × 1 基 = 90t
・構造	鉄筋コンクリート造および鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・地下1階建て
・焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉
・破碎機形式	回転式破碎機
・公害防止装置	乾式有害ガス除去装置・ろ過式集塵機
・燃焼ガス冷却	自然循環ボイラ（ハーフボイラ）+水噴射ガス冷却
・余熱利用設備	工場・事務所内等の冷暖房・給湯
・余熱利用施設	YONETSU-KANささおか（温水プール・風呂・冷暖房等）

### （2）福井坂井地区広域町町村圏事務組合最終処分場の概要

・所在地	あわら市御簾尾、矢地、笛岡地係
・敷地面積	41,300 m <sup>2</sup>
・埋立容積	231,000 m <sup>3</sup>
・埋立期間	30年間
・埋立廃棄物	焼却残渣、破碎残渣
・遮水壁規模	壁長 201.6m
・浸出水調整池	容量 9,700 m <sup>3</sup>
・洪水調整池	容量 19,100 m <sup>3</sup>
・浸出水処理施設	設備規模 鉄筋コンクリート造 処理能力 200 m <sup>3</sup> / 日 処理方式 C a 除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）+凝縮沈殿 +砂ろ過+活性炭+減菌

### 3 処理・処分量の実績

福井坂井広域市町村圏事務組合清掃センターにおけるごみ処理の状況を表 4-1、図 4-1 に示します。

これによりますと、直接焼却量、粗大ごみ処理量は年々減少しています。

表 4-1 広域圏清掃センターにおけるごみ処理の状況

年度	焼却処理		資源化を行う施設		粗大ごみ処理施設		合計
	直接焼却	残渣埋立	処理量	残渣焼却	処理量	残渣焼却	
R2	35,414	8,651	346	15	15,587	13,500	73,513
R3	34,170	7,811	297	14	14,333	12,458	69,083
R4	33,584	7,607	731	16	13,397	11,738	67,073
R5	31,928	7,137	718	15	12,767	10,433	62,998
R6	31,624	6,818	635	13	12,151	10,688	61,929

資料：清掃センター資料（一般廃棄物処理実態調査）

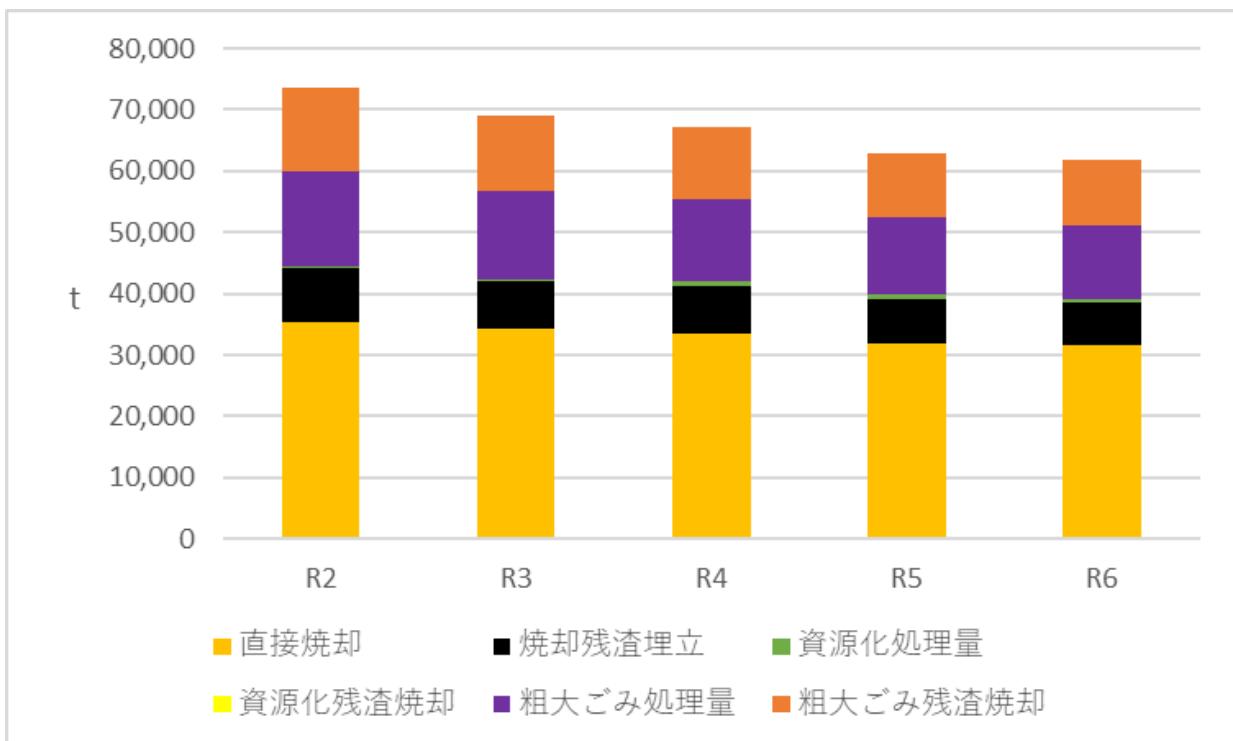


図 4-1 広域圏清掃センターにおけるごみ処理の状況

## 第5節 現状の分析

### 1 減量化の課題

#### (1) ごみ排出量の削減

本市のごみ排出量は、年々減少傾向にあります。

1人1日当たりのごみ排出量で見ても、国や県と比較して多い傾向にあります  
が、あわら温泉の宿泊客1人が1日に出すごみの量を住民1人と同量であると仮定  
して試算すると国や県と同程度の水準となることが分かります。

#### (2) 家庭系ごみの減量化の推進

本市におけるごみ排出量のうち約86%を家庭系ごみが占めています。

そのため、家庭系ごみのさらなる削減に向けて、各種施策を推進していく必要があります。

特に、令和6年度に本市で実施した家庭系可燃ごみの組成調査の結果から、「紙類」の排出量が41.1%、「食品廃棄物」の排出量が約30.8%を占めており、紙のリサイクルの推進や、食品ロスの削減に重点的に取り組むことが効果的である考えられます。

#### (3) 事業系ごみの減量化の推進

事業系ごみは、ここ5年の間に約54%に減少しており、減少傾向にあります。

この要因として新幹線関係の工事が終了したことが大きいと考えられます。

また、処理手数料について、今後の動向を注視しつつ、適正な料金設定を検討していく必要があります。

### 2 リサイクルの課題

#### (1) リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は、国の平均より低く県の平均より高い水準となっています。令和6年度の家庭系可燃ごみの組成調査では、「紙類」の排出量が41.1%、「プラスチック類」の排出量が17.1%を占めており、再資源化が可能なものが含まれていることが分かります。

リサイクルについては意識付けが重要であり、その意識向上のためにも、継続的な啓発・周知を行っていく必要があります。

#### (2) 分別品目の見直し

可燃ごみの中には、紙などの資源となるものが多く含まれています。また、プラスチックについても資源化できるものが多く捨てられている現状です。

プラスチック製品の回収等、分別品目を見直すなど、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

### 3 ごみの分別、収集・運搬体制の検討

現在、本市では21分別、6排出方法、5収集場所の体制としています。

ごみの分別及び収集・運搬体制については、効率的かつ公平な収集・運搬体制となるよう適宜見直しを行い、ごみの減量化とリサイクル率の向上に資することが求められます。

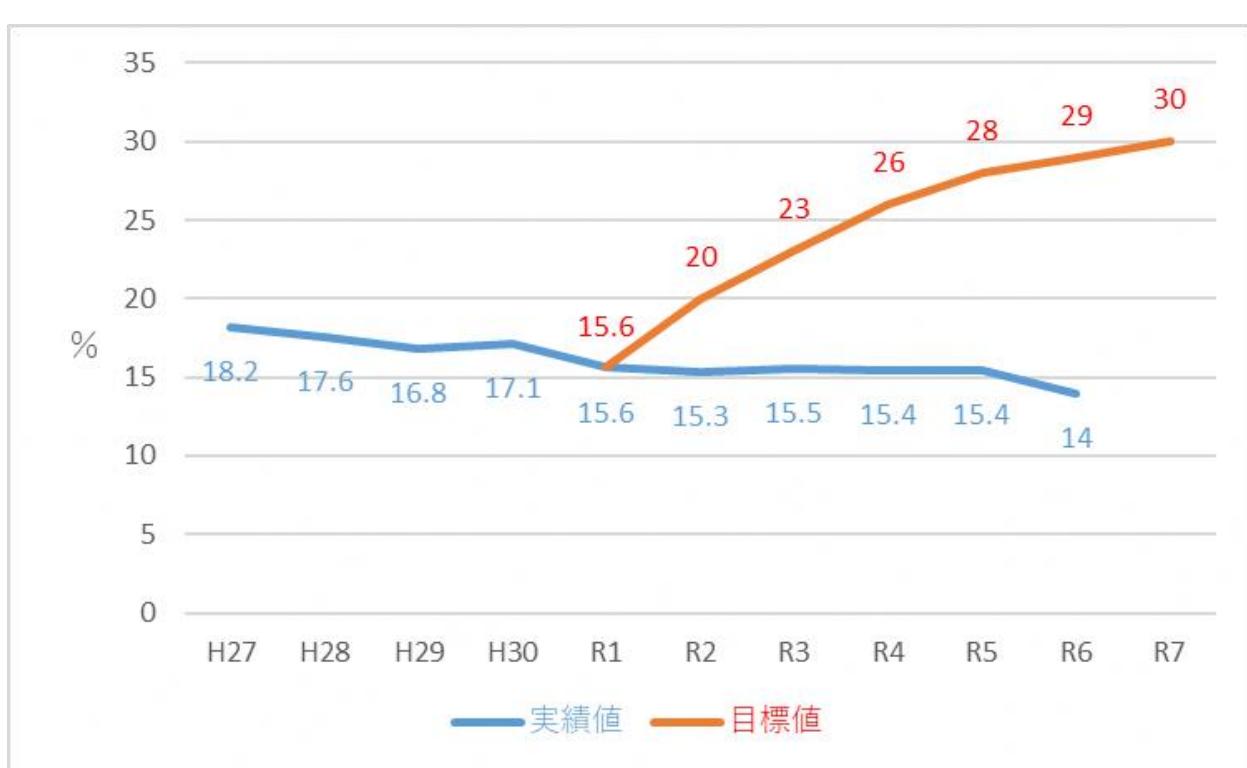
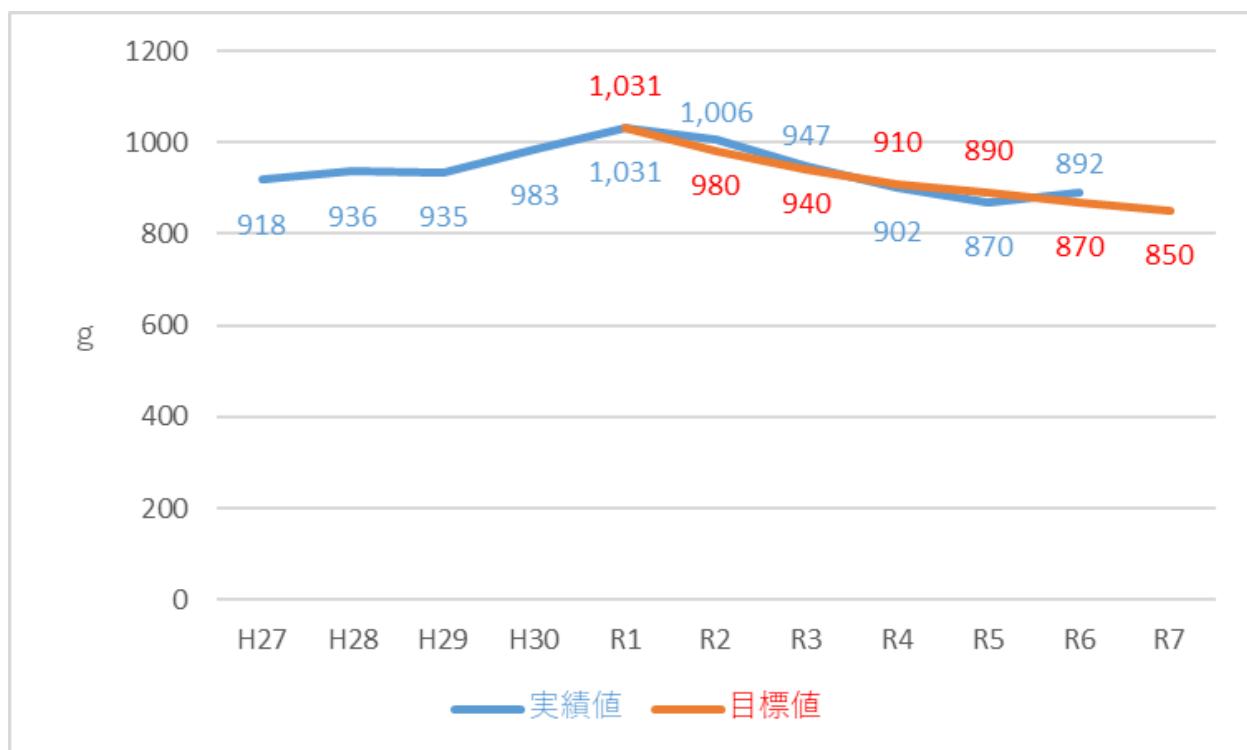
## 4 目標達成状況

前計画では、令和元年度を基準年度として、令和7年度における目標値を以下のとおり設定しました。現時点では令和6年度が最新の値となっているため、目標達成状況の評価は令和6年度の値により行いました。

- ・「1人1日当たりのごみ排出量」については、おおむね目標値に近づいています。令和2年度以降、減少傾向が続いていましたが、令和6年度には若干の増加が見られました。目標値の達成に向けて、排出抑制の取り組みを継続的に進めが必要です。
- ・「リサイクル率」は令和元年度以降ほぼ横ばいで、令和6年度にわずかに減少し、目標値を下回っています。要因は、新型コロナウイルスの影響で紙資源回収量が減少したこと及び民間の店頭回収が増加したことが考えられます。目標と実績の乖離が大きいため、目標の見直しと、ごみ分別、プラスチック製品回収、紙資源回収の継続的な取り組みが必要です。

表 5-1 目標値及び実績値

指標	基準値 (R1)	目標値 (R7)	実績値 (R6)
1人1日当たりのごみ排出量	1,031g	850g (-181g)	892g (-139g)
リサイクル率	15.6%	30% (14.4%)	14.0% (-1.6%)



## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念・基本方針

#### 基本理念 『人と自然にやさしい「環境創造」への挑戦』

あわら市は、第3次あわら市総合振興計画後期基本計画の基本施策でもある循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化とリサイクルを推進するために、市民・事業者・行政の三者が協働して、資源循環のまちづくりを行っていきます。

##### ● 基本方針1

###### 「3+2Rの推進」

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、三者の協働により、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）プラスRefuse（リフューズ、持ち込まない）、Repair（リペア、修理して使う）の3+2Rの取り組みを推進します。

その取り組みの優先順位は、①リデュース ②リユース ③リサイクル ④リフューズ⑤リペアとします。

##### ● 基本方針2

###### 「適正なごみ処理の推進」

生活環境を保全し、快適な生活基盤を維持していくために、法令に基づき、適正なごみ処理体制を構築します。

## 第2節 計画目標

### 1 計画の目標値

#### (1) 1人1日当たりのごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均（令和5年度：821g）、福井県平均（令和5年度：830g）と比較すると、多い状況となっています。今後はさらなるごみの減量化を目指し、次の目標値を設定しました。

#### (2) 最終処分量

本市における最終処分量は、減少傾向です。しかし、減少量は徐々に鈍化しており、令和6年度は前年比で32gとなっておりさらなる最終処分量の減少を目指し、次の目標値を設定しました。

### 減量化目標

表 2-2-1 1人1日当たりのごみ排出量・最終処分量計画目標

指標	基準値 (令和6年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)	目標削減率
1人1日当たりの ごみ排出量	892g	850g	810g	82g(約9.2%)削減 (年：約7.5g(0.9%))
最終処分量	1,295t	1,189t	1,100t	195t(約15%)削減 (年：約17.7t(約1.37%))

### 2 有効な施策

#### 1人1日当たりのごみ排出量

##### ①市内全域でリサイクルを促進する

- ・廃プラスチックの一括回収、分別の推進による廃棄されるプラスチックの量の削減 (22g : 削減)
- ・紙ごみの分別・リサイクル推進による排出量の削減 (30g : 削減)

##### ②食品ロスの削減

- ・生ごみの水切りの徹底 (19g : 削減)
- ・食べきり運動の推進による廃棄される食品の削減 (13g : 削減)

合計：84g 削減

#### 最終処分量

上記に加えて3+2Rの推進により排出量、処分量の削減

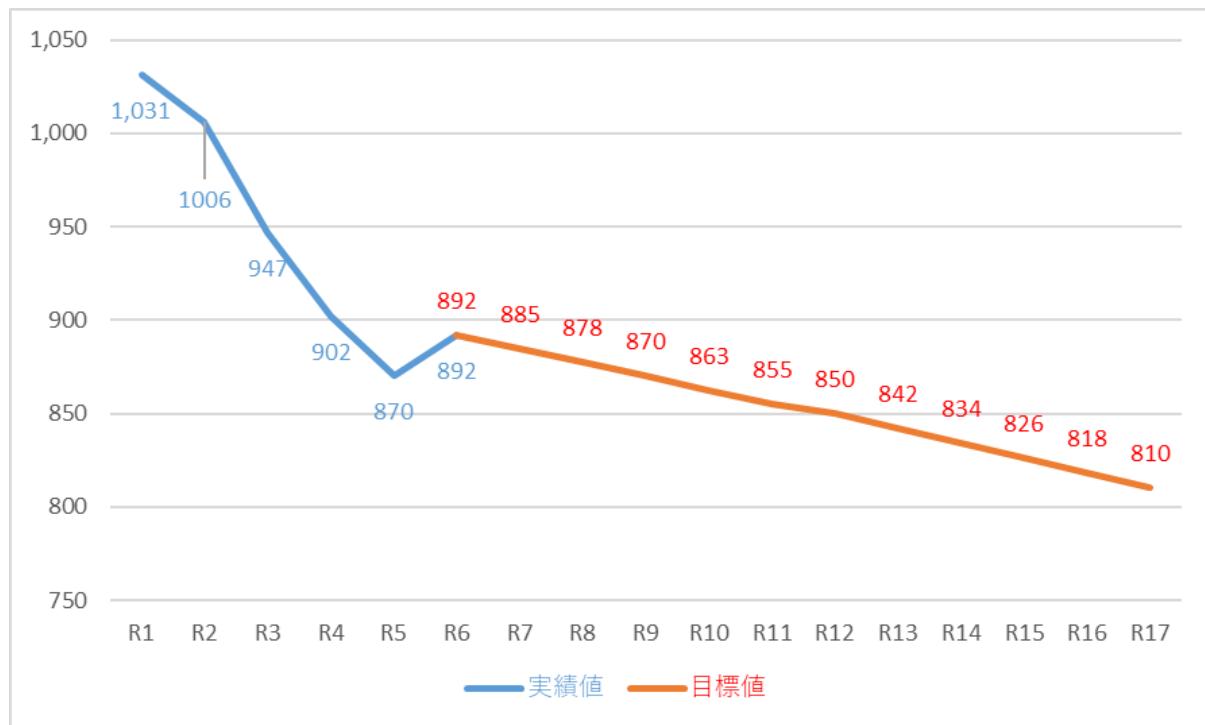


図 2-2-1 1人1日当たりのごみ排出量計画目標

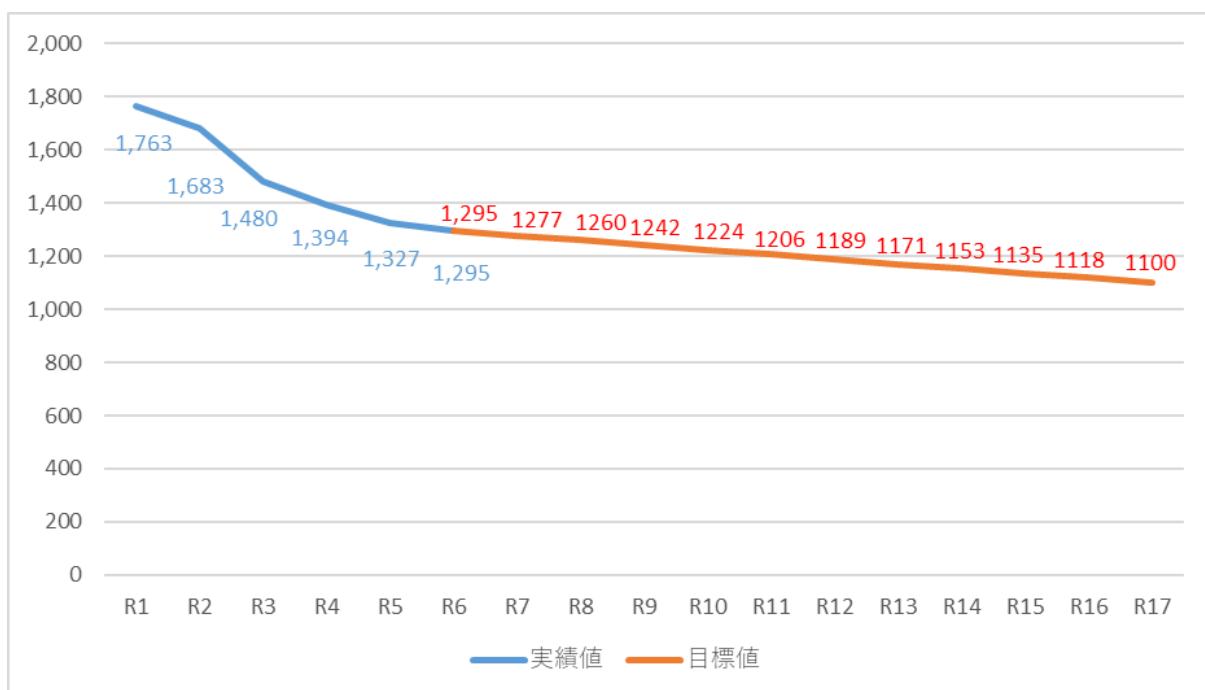
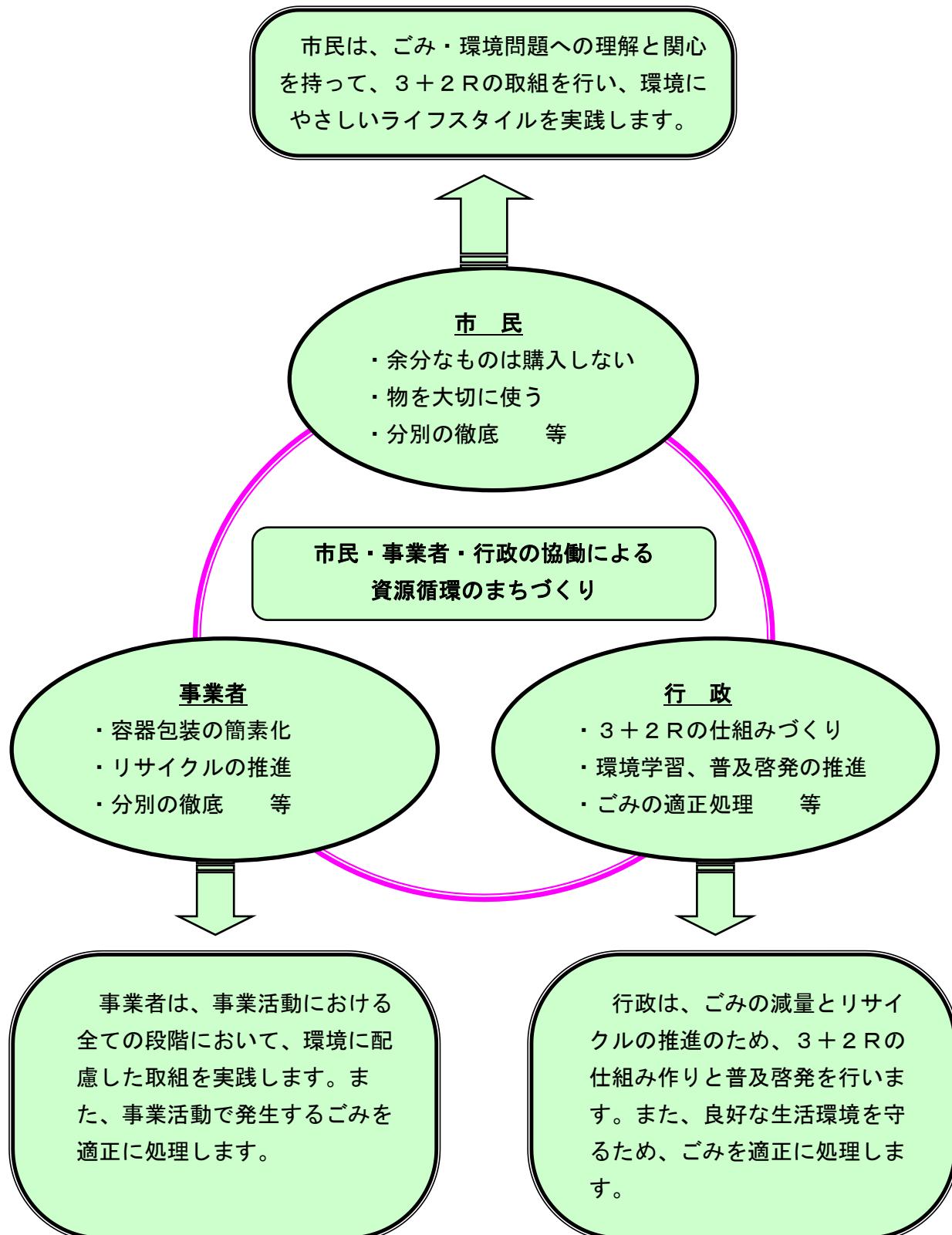


図 2-2-2 最終処分量計画目標

### 第3節 市民・事業者・行政の役割

基本理念である『人と自然にやさしい「環境創造」への挑戦』を実現するためには、社会生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動が求められます。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解した上で、ごみ減量化や資源化に取り組むとともに、互いの協働によって資源循環のまちづくりを推進することが重要になります。

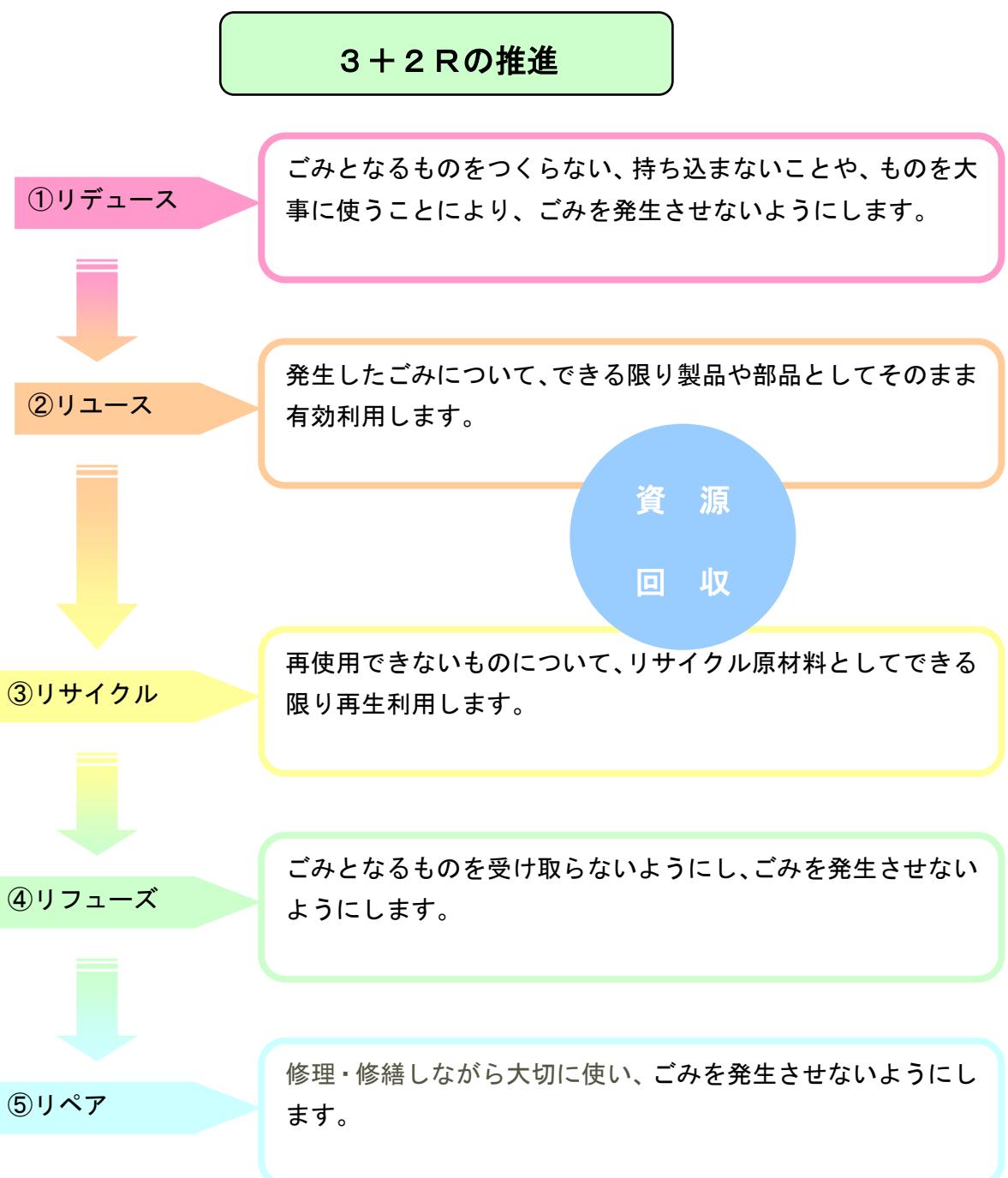


## 第4節 3+2Rに関する施策

基本理念である『人と自然にやさしい「環境創造」への挑戦』を実現するため、3+2Rに関する施策を推進していきます。

3+2Rの中でも、「ごみを発生させない」ことが最も重要です。そのため、発生抑制に重点を置いて取り組み、その上で発生するごみについて、再使用や再生利用による資源化に取り組んでいきます。

これらを踏まえ、施策の優先順位は、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）、④リフューズ（持ち込まない）、⑤リペア（修理して使う）とします。



## 1 3+2Rの推進のための普及啓発・環境学習

ごみの発生を抑制するためには、市民や事業者がそれぞれの立場で廃棄物に対する理解を深め、ごみの発生抑制の必要性を認識することが大切です。

日々の生活において、現在のライフスタイルを見直し、豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政の三者の協働により、3+2R実践と適正なごみ処理を推進し、限りある資源を有効利用していく「資源循環のまちづくり」を目指して、以下の普及啓発や環境学習を推進していきます。

### (1) 普及啓発

#### 市広報やごみガイドブック等の発行

市民の暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルについて、市の広報誌やホームページ等の環境啓発媒体による情報発信により、市民の自発的・実践的な行動を促進していきます。

また、市内の全世帯に配布しているごみガイドブックを適時更新します。

#### 出前講座やごみ分別説明会の開催

ごみの分別による減量化、資源化を推進していくため、ごみの現状について学習できる出前講座やごみの分別説明会などを開催し、市民がごみについて学ぶ機会を提供していきます。

#### 情報提供のためのホームページの充実

ごみの正しい分け方・出し方、収集日程の情報に加え、ごみ処理状況、資源化の実績、資源化方法、不法投棄の防止等についてもホームページに掲載するなど、内容の充実を図り、市民のごみに関する理解を深めていきます。

#### 家電リサイクル法等のリサイクル関連制度の周知

廃棄される家電製品等の適正処理とその中に含まれる有用な資源の再生利用を図るための家電リサイクル法等、リサイクル関連制度の周知を行います。

## ごみ減量等推進員の協力によるごみ分別の周知

ごみの減量とリサイクルの推進を図ることを目的として、市と地域とのパイプ的な役割を担うごみ減量等推進員の協力により、ごみ分別の周知を図っていきます。

## あわら市環境展による情報発信

環境技術を持つ企業、環境保全に取り組んでいるN P Oなどの技術や活動の紹介の場として、また市民参画型のイベントとして開催する環境展において、3 + 2 R推進のための情報発信を行います。

## 市民アンケートによる市民感覚の3 + 2 Rの推進

市民からアンケートを募り、市民感覚のごみ減量、リサイクル提案を集約し、3 + 2 R推進のアイデアとして活用していきます。

## リチウムイオン電池等（充電式電池）・ボタン電池の分別・回収の周知

不適切な処分方法により火災の原因となることから、リチウムイオン電池等（充電式電池）・ボタン電池の適切な処分方法や回収場所について情報発信を行います。

## （2）環境学習

### 小中学生を対象とした環境学習講座や施設見学の実施

ごみの分別やリサイクルの必要性など、環境問題に対する知識を深めるため、小中学生を対象とした環境学習講座や施設見学を実施します。

## あわら市エコ市民会議による学習機会の創出と人材育成

環境に関する市民意識の高揚を図るとともに、家庭や地域で環境に配慮した行動が実践できるよう、あわら市エコ市民会議を通じて、学習機会を創出し、人材を育成します。

## 2 リデュース（発生抑制）

リデュースとは、ごみとなるものの発生自体を抑制することで、循環型社会を構築するためには最も優先すべき取り組みです。

例えば、「使い捨て製品や不要な物を購入しない」、「過剰な包装は断る」、「マイバッグを利用する」などがあげられます。

### 1 水切りの徹底

生ごみの多くを占める水分の減量化を図るために、ごみガイドブック等の広報媒体やごみ分別説明会を通じて、水切りの徹底を啓発し、家庭や事業所における生ごみの排出抑制に努めます。

### 2 ごみを出さない消費行動の促進

買い物にマイバッグを持参する、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入するなど、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します。

### 3 事業者へのごみ減量指導、協力要請

事業系ごみの適正処理に向け、著しく多量の廃棄物を排出する特定事業者に対し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関する計画書の提出を求め、また、必要に応じて事業所の戸別訪問により指導を行います。

### 4 事業者との協働によるごみ減量の推進

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を広く周知するとともに、環境に配慮した経済活動を促進します。

### 5 ごみ処理有料化料金の検討

ごみ処理経費の公表によりごみ処理に要する費用の理解を得るとともに、ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出者負担の原則を前提とした家庭ごみの処理有料化制度について検討します。

## 6 食品ロス削減の取り組み

可燃ごみの30.8%を占める食品廃棄物を削減していくことは、リデュース事業において大きな意味を持ちます。広報媒体を使用しての啓発活動はもちろんのこと、食べきり運動の実施、食品提供店等へ協力依頼や食品ロス施策の提案、フードドライブの実施・推進を通じて、食品ロス削減を実現していきます。

## 7 ペーパーレス化の推進

定例的な事務処理において紙の使用を控えるなど、印刷経費や時間の節約を進めるとともに、会議資料の電子化など、ペーパーレス化を推進します。

### 3 リユース（再使用）

リユースとは、使用済みの製品をそのまま再使用することで、ごみの発生抑制に次いで取り組むべき対策と位置付けます。

つまり、物を大切に使い、故障しても修理して使用（リペア）することがリユースの観点から重要です。

#### 1 リユース食器の利用促進

公的行事においては、イベントごみゼロを目指し、「使い捨て食器」の利用を抑制し、「リユース食器」の利用を促進します。また、マイボトルやマイ箸等の持参の取り組みを促進します。

#### 2 フリーマーケット等のイベント情報の発信

市民団体・N P O等が開催するフリーマーケット等の情報を収集・発信して、不用品等の再使用を促進します。

#### 3 不用品の再使用の促進

家庭で不用になっている物品の活用を図るため、市を通じて市民同士が物を譲り合える体制（リサイクルバンク）を整え、不用品の再使用を促進していきます。

## 4 リサイクル（再生利用）

リサイクルとは、新聞紙、雑誌及び段ボールなどの古紙から再生紙を作る、ペットボトルから纖維の原料を作るなど、資源や廃棄物を再生利用することで、もう一度資源として有効に利用することをいいます。

### 1 ごみの分別の徹底

ごみ減量等推進員による指導・啓発や自治会等のごみ分別説明会により、再生利用できるものが「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に混入しないように、ごみの分別を周知徹底するとともに、効率的な再生利用が可能な環境整備を推進していきます。

### 2 グリーン購入の促進

リサイクルされた商品が購入（グリーン購入）されるよう、市としても積極的に推進していき、リサイクル商品や取扱店舗の情報提供を行うことにより、リサイクル品の購入促進を図っていきます。

### 3 集団回収の推進

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生利用が可能な資源物を回収する集団回収をさらに推進していきます。

### 4 資源物の店頭回収の拡大

資源物の店頭回収を積極的に取り組んでいる店舗を市のホームページに紹介するとともに、店舗（スーパー・ドラッグストア・古紙回収業者等）及び取扱い品目が拡大されるよう推進していきます。

### 5 食品廃棄物のリサイクル

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の多量排出事業者に対して、食品リサイクルの誘導を行います。動物性残さの回収奨励事業により適正処理、堆肥化により、リサイクル体制の確立を図っていきます。

## 6 紙類のリサイクル

古紙や紙製容器包装などの紙類について、新たな回収方法を構築し、再生紙などの原材料とすることで、さらなるリサイクルの推進を図っていきます。

## 7 事業系ごみのリサイクルネットワークの構築

事業者間での不用品や再生資源の流通を促進するネットワークを構築し、ごみの減量化・資源化を図っていきます。

## 8 レアメタルなどのリサイクル

使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に基づき、携帯電話や小型家電等に含まれているレアメタル（希少金属）や再生資源として活用可能なものについて、回収方法を構築し、リサイクルの推進を図っていきます。

## 9 食用油のリサイクル

食用油について、再生利用が可能な資源として家庭から排出される使用済みの食用油の回収場所を周知、また、給食センターで発生する食用油について、リサイクルを推進していきます。

## 10 プラスチックのリサイクル

容器包装リサイクル法に基づき、容器包装プラスチックに加え、プラスチック資源循環促進法によりプラスチック製品のリサイクルについても併せて一括回収を行い再資源化の促進を図っていきます。

## 5 リフューズ（不要なものは受け取らない）

リフューズとは、スーパーのレジ袋を断りマイバッグを使用する、レストランなどで割り箸を断りマイ箸を使用することで、ごみの発生を抑制することをいいます。

事業者と協力体制を築き、マイバッグ、マイボトル、マイ箸が気兼ねなく積極的に使われるよう推進していきます。

### 1 発生抑制の推進

割り箸や使い捨てのストロー、スプーン、フォークなどを受け取らない等、使用抑制や過剰包装の拒否により、排出されるごみの発生を抑制します。

### 2 マイバッグ、マイボトル運動の推進

マイバッグ運動、マイボトル運動を推進し、不要なレジ袋やペットボトルなどの発生・排出を抑制します。

## 6 リペア（修理して長く使う）

リペアとは、衣類や家具などを修理・修繕しながら大切に使うことで、ごみの発生を抑制することをいいます。

長く使うコツや修理方法などを周知することにより、リペアの取り組みを促進します。

## 第5節 適正なごみ処理に関する施策

### 1 分別・排出

- (1) 令和7年度よりリチウムイオン電池等（充電式電池）、ボタン電池を分別品目に追加し、21分別、6排出方法、5収集場所とします。但し、状況の変化に応じ、分別品目の見直しを含め検討します。
- (2) ごみの分別の徹底と適正排出を啓発します。

### 2 収集・運搬

- (1) 家庭系ごみについては、現行どおり委託収集を継続し、2人乗車による収集を行います。
- (2) 事業系ごみについては、排出量や分別区分等を勘案しつつ、許可制による特別集積地制度を継続します。
- (3) 新たな分別収集の必要性がある場合や、市民の要望に応じて適宜合理的に見直しを図っていきます。

### 3 中間処理

- (1) 適正な運転管理による安定したごみ処理を行います。
- (2) 適正な維持管理及び補修期間を確保するとともに、施設の予防保全の強化を図ります。
- (3) 本市で中間処理を行うごみは、家庭及び事業所から排出された一般廃棄物としますが、特別管理一般廃棄物<sup>\*1)</sup>、法で定める適正処理困難物<sup>\*2)</sup>（スプリングマットレス除く）、及び家電リサイクル法に規定される対象品目<sup>\*3)</sup>については、本市では中間処理を行わないこととします。
- (4) 産業廃棄物は、本市では原則処理しないこととします。
- (5) 処理施設は適正な維持管理に努め、延命化を図るとともに、更新についても検討します。

\*1)PCB 使用部品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物

\*2)廃自動車タイヤ等

\*3)エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

### 4 最終処分

- (1) 不燃ごみの減量や中間処理による再資源化・減容により、最終処分量の最小化を行い、現有処分場の延命化に努めるものとします。
- (2) 近年の最終処分場を取り巻く情勢に留意し、適正な維持管理を継続して行うことにより、周辺環境の保全に努めます。

## 5 その他の適正処理対策

### (1) 不法投棄対策

不法投棄対策については、福井県坂井健康福祉センターと警察等と合同で監視パトロールを行います。

また、区への防止看板の配付を通じて不法投棄を抑止していきます。

### (2) 適正処理困難物等の対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進すると共に、各種リサイクル法等に基づき適正処理を行います。また、市の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等を周知し適正処理を促します。

### (3) 災害廃棄物対策

災害発生時においては、被災による都市機能や市民生活の早期回復を実現するため、他の自治体や関係団体との総合的な支援連携強化に努めます。本市の災害廃棄物処理に関する基本事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害時の衛生環境を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的としてあわら市災害廃棄物処理計画を令和5年3月に策定しました。今後も、関係所管課との協議により実現性のある災害廃棄物計画及びマニュアルを見直し、災害に備えます。

### (4) 滞在者へのごみ対策

宿泊者、観光客等滞在者へごみリサイクルの協力を呼びかけるとともに、宿泊施設・飲食店における食べ物に関するごみの減量化を促進します。

### (5) 海岸漂着物対策

海岸漂着物に関して、市民や事業者のボランティア、海岸清掃のごみ回収等の支援や海岸漂着物等地域対策推進事業により海岸漂着物を処分することで景観美化及び環境保全に努めます。